

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 1 月15日
【会社名】	株式会社キャリア
【英訳名】	CAREER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 川嶋 一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号 新宿住友ビル
【電話番号】	(03) 6863 - 9450 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 辻村 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号 新宿住友ビル
【電話番号】	(03) 6863 - 9450 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 辻村 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年12月25日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役に対して第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行することを決議いたしましたので金融取引法24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、当該臨時報告書提出時点に未確定であった事項の確定および確定事項の変更をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第7回新株予約権

□ 新株予約権の内容

(訂正前)

(1) 発行数

2,155個(新株予約権1個につき100株)

ただし、割当ての対象者の一部から引受けの申込みがない場合には、これに応じて 当該個数を減少させることとする。

(訂正後)

(1) 発行数

2,155個(新株予約権1個につき100株)

(訂正前)

(3) 発行価額の総額

未定

(訂正後)

(3) 発行価額の総額

78,226,500円

(訂正前)

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に、(1)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(後略)

(訂正後)

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に、(1)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、363円とする。

(後略)

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役 3名 2,155個(215,500株)

ただし、割当ての対象者の一部から引受けの申込みがない場合には、これに応じて当該個数を減少させることとする。

(訂正後)

当社取締役 3名 2,155個(215,500株)

第8回新株予約権

□ 新株予約権の内容

(訂正前)

(1) 発行数

2,155個(新株予約権1個につき100株)

ただし、割当ての対象者の一部から引受けの申込みがない場合には、これに応じて 当該個数を減少させることとする。

(訂正後)

(1) 発行数

2,155個(新株予約権1個につき100株)

(訂正前)

(3) 発行価額の総額

未定

(訂正後)

(3) 発行価額の総額

78,226,500円

(訂正前)

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に、(1)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(後略)

(訂正後)

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に、(1)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、363円とする。

(後略)

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役 3名 2,155個(215,500株)

ただし、割当ての対象者の一部から引受けの申込みがない場合には、これに応じて当該
個数を減少させることとする。

(訂正後)

当社取締役 3名 2,155個(215,500株)

以上